

アメリカにおけるバイリンガル教育と 英語公用語化の是非論

吉 川 敏 博

はじめに

- (1) バイリンガル教育
- (2) バイリンガル教育の亀裂
- (3) 英語公用語化の動き
- (4) 建国の祖父たちが公用語を規定しなかった理由
- (5) 英語公用語化についての是非

おわりに

はじめに

「変革」を選挙公約にして大統領選を勝利したオバマ氏が米国を牽引していくことになった。まず、外交政策では泥沼化を呈しているイラク戦争からの撤退とアフガニスタンのアルカイダ軍鎮圧、国内ではプライムローン破綻からくる景気後退からの脱出、そして、頭痛の種となることが予想される1,200万人を超える不法移民労働者問題と闘うことになる。

前ブッシュ政権は、二期にわたる8年間、内政でも金融破綻を引き起こす経済政策で失敗を重ねたが、大量の不法移民の取り扱いでは議会やマスコミでも批判を受けた。メキシコをはじめとする中南米から流れ込んできているヒスパニック労働者に対する窮余の対応策として提案された新移民法では、すでに住み着いている労働者たちに、グリーンカード（永住権ビザ）を発給するとしている。しかし、その受給条件に、市民権取得の条件と同じく英語能力を問う項目が入っている。こうした永住を望む移民に言語能力を要求するのはアメリカだけでなく、新聞記事によればイギリスや他のヨーロッパ諸国でも起こりつつある。アメリカ政府が英語能力を移民に要求する背景には、黒人の人口を上回るヒスパニック系アメリカ人（スペイン語を話す市民）の存在がある。アメリカ社会で主流を占める白人たちには、英語をいっこうに身につ

けようとしなないヒスパニックに対するいらだちがある。米国に居住し、そして帰化するのであれば国家のシンボルの一つである英語を話すべきだ、と言うのが彼らの心情的思いである。中西部でもヒスパニック系住民の数が最近急激に増え白人たちは少し敏感になりつつある。アメリカにとって、建国以来、国家の象徴は、星条旗であり、国歌であり、そして英語（米語）なのである。

この論文では、公民権運動がはじまる1950年代後半からバイリンガル教育が開始される70年代のアメリカ政府が実施した言語政策を素描し、期待されたほど効果があがらず逆に批判されているバイリンガル教育と、その反動としてネオコン議員たちを中心に1980年代に始まった英語公用語運動を取り上げる。この英語公用語運動は、English-only運動でもあり、ヒスパニック系や他の移民たちに英語を使うことを余儀なくさせることをねらいとしたものである。英語公用語運動が出てきた背景と、その是非について熱く議論されている賛成派と反対派の意見に焦点をあて、今後の動向を探ってみたい。

(1) バイリンガル教育¹⁾

アメリカにおけるバイリンガル教育は、児童の母語で教育しながら、徐々に英語での授業時間を増やし、通常の授業に入っていけるようにする橋渡しの教育であり、中途退学率が黒人よりもはるかに高いヒスパニック系住民の児童を救済する目的でスタートした。ヒスパニック系住民が多く住む1960年代のテキサス州では、メキシコ系の半が事実上文盲、もしくは5年生以下の教育しか受けておらず、カリフォルニア州でも生徒の半分は8年生までに中退していくといった悲惨な状況であり、「黒人生徒が平均9年間の学校教育を終了しているのに対して、ヒスパニック系生徒は7.1年間という低さであった」とT.ワイヤーは指摘している²⁾。

このようにバイリンガル教育は、英語が話せないヒスパニック児童の教育レベル向上をその目的としていた。一般的に親や兄弟とスペイン語を話して育つ彼らは、就学時になっても英語がほとんど話せないといった状態で当時は学校に入学してきていた。しかし、そこで待っていたものは、問答無用の”sink or swim”（溺れ死ぬか自力で泳ぐか）であり、通常の白人たちと同じクラスに入れられ、そして、そのほとんどが溺れていった。

これでは退学者を大量生産するだけとの反省から、キューバ系難民が多いフロリダ州マイアミのデアード郡（Dade County）では、ケネディ政権下の1963年にフォード財団の助成を受け独自のバイリンガル・プログラムがコラルウェイ小学校（Coral Way Elementary School）で最初に開始された。当時、対象は1年生から3年生までで、クラスの半分はキューバ人、残りの半分は英語を母語とする生徒であった。教育はスペイン語と英語の二言語併用の形で行われ、幸いこれが一定の成果を上げ、その結果、連邦政府はバイリンガル教育普及のため財政援助を

集中的に行なうようになった。政府のねらいは、ヒスパニックの児童たちをこのプログラムの下で教育し、バイリンガル、かつバイカルチャーに育てるところにあった。

このコラルウェイ小学校での実施から一年後には、テキサスのサンアントニオ市とウェブ郡（Webb County）でもこのプログラムが開始された。ただ、ウェブ郡では、生徒が英語とスペイン語の両言語に習熟させることをめざしたのに対し、サンアントニオ市では、スペイン語から英語に主要言語が移行することを目的としていた。このように両地区ではその目的に違いがあり、この違いが、それ以降15年間にわたって激しいバイリンガル教育論争を支配することになる。

（2）バイリンガル教育の亀裂

フロリダ州で始まったバイリンガル教育は以後、連邦法となった。その背景には、1960年代の公民権運動の影響がある。バイリンガル教育を推した人物は、ケネディ大統領やジョンソン大統領を始め、ニューヨーク州、カリフォルニア州、テキサス州選出の議員たちであった。積極的な差別是正策であるアファーマティブ・アクション（大統領行政命令11246号）が公布された1965年、教育法第7章（Title VII of the Elementary and Secondary Education Act of 1965）が議会を通過し、3年後の1968年にはヒスパニック系児童の教育改善を考えていたジョンソン大統領の署名を得てバイリンガル教育法（Bilingual Education Act）が成立した³⁾。この法律にはバイリンガル教育を強要する権限は盛り込まれていなかったが、1964年の公民権法第6章（Civil Rights Act, Title VI）の「人種、色、出生国を理由に差別をした場合は、いかなる連邦政府による財政援助をも禁ずる」という項目を適用し、バイリンガル教育を実施しない学校に対しては連邦予算を供与しないとした。

その後、このバイリンガル教育法は、1970年に3年間の延長が認められ、1973年には、バイリンガル教育修正案が提出されることになった。しかし、その法案にはそれまでの言語に限定したバイリンガル教育から「文化遺産への理解」と「祖国の歴史と文化の学習」を目的とするバイカルチュラル教育をめざすという新しい視点が組み込まれていた。これが翌年の1974年に議会を通過し、後に大きな論争を呼ぶバイリンガリズムからバイカルチュラリズムへの方針転換のきっかけとなった⁴⁾。

そして、まさにこの年の1974年に法的強制力を（バイリンガル教育に）与えた事件が起こった。サンフランシスコの中国人住民による、中国語を母語とする生徒に中国語での授業をうけさせないことは「教育の平等」を謳った憲法修正第14条（平等保護条項）に違反すると訴えた有名なラウ対ニコルス事件（*Lau v. Nichols*）である。この時の判事であったウイリアム・ダグラスは、1964年の公民権法第601項に言及し、ラウ側の主張を認め英語以外の言語による教育を

するよう命じた⁵⁾。

このラウ判決と、1974年のバイリンガル教育法により、バイリンガル教育は定着し、その対象となるヒスパニックの子どもたちは急激に増加していった。しかし、このバイカルチュラル教育を目的とするバイリンガル教育の実体は、過渡的教育ではなくスペイン語とスペイン文化の維持にあったため徐々に批判されるようになっていった。

そして、1978年に改訂されたバイリンガル教育法⁶⁾は、ヒスパニック移民の社会的、政治的、経済的野心を実現するためのものでしかない、と厳しく指摘され、バイリンガリズムとバイカルチャリズムを目指すバイリンガル教育は批判を浴びついに国民の支持を失っていった。

こうして支持を失ったバイリンガル教育は、1981年から始まる英語公用語運動に見られるように批判的となり、ついに1986年、カリフォルニア州では廃止に追い込まれた。それに対して英語を州の公用語にするという提案63 (Proposition 63) は、国民投票にかけられ高い支持を得た⁷⁾。それは、ヒスパニック不法移民の急増、そしてヒスパニック住民の存在そのものがアメリカ文化を変容させていると考えるアングロ系住民の怒りと欲求不満の反映でもあった。

(3) 英語公用語化の動き

多民族国家で公用語を憲法で規定していないのは世界でも少数派に属する。インドのように複数の公用語を認めている国さえある。アメリカで公用語について議論が始まったのは、ベトナム戦争後のアメリカ社会が少し落ち着きを取り戻した1970年代後半のことである。最初に議員を巻き込む運動が起こったのはキューバ難民が多く、スペイン語が共通使用言語になりつつあったフロリダ州のマイアミであった。それは英語以外の投票は認めないというヒスパニック住民から参政権を奪うような法案が州議会に提出されたからである（これは裁判所が却下）。さらに、バイリンガル教育をアメリカで最初に始めた前述のデード郡でさえ、外国語教育や多文化教育に公金を使用してはならないという動きも出てくるようになっていた。そうしたイングリッシュ・オンリー (English-only) の色彩が強くなる中で、英語のみ使用可とする条例は一応政府関係の場に限定される形で落ち着いたかに見えたが、美術館、図書館、学校といった公共施設では使用言語を英語一本にすべきという意見も残った。

こうして言語を借りたヒスパニック住民排斥の動きは、英語をアメリカの公用語にしようとする本格的運動に発展し、1981年にはカリフォルニア州選出のハヤカワ共和党上院議員によって連邦議会に法案が提出され、議会で承認は得られなかったものの、「USイングリッシュ」⁸⁾ 設立運動へと繋がっていった。推進派の言い分は、英語による同化こそマイノリティ住民にとってアングロ・サクソン主流文化への参入が可能になり、成功の鍵であるというものであった。こうした動きを受けて、前述したカリフォルニア州と同様、他の州議会でも英語公用語法案を

次々と可決し、今日ではその数は全米50州のうち半分の25州を超えている。

イングリッシュ・オンリー適用範囲は州によって違いがある。例えば、英語に限定する選挙条例が最初に採択されたアリゾナ州（提案203, 2000年）では、ラジオやテレビ局が出す放送許可申請にもイングリッシュ・オンリーを義務づけるべきとする法案も提出されたが、裁判所で違憲性が問われ却下されている。マイアミは、イングリッシュ・オンリーを全米で最初に実施したところだが、大した問題にならずスペイン語を含め、多言語がバスの時刻表や、医療案内、そして動物園などの施設において使用され続けている。

イングリッシュ・オンリー強硬派に共通している点は英語を話さない移民への反感である。英語はアメリカを象徴する言語であるにも拘らず学ぼうとしないヒスパニック住民へのいらだちだ。バイリンガル教育、スペイン語による運転免許など全てに対して反対の立場を取り、スペイン語圏からの移民をこれ以上受入れることにでもなれば、英語は駆逐されリンガ・フランカ（Lingua franca）としての地位を失ってしまうと危惧の念を強く抱いている人も多い。しかし、こうした懸念は英語が今や事実上の世界共通言語となっていることを考えれば杞憂とも思えるが、アメリカ市民としてのアイデンティティ形成に英語は不可欠な手段であるとする主流派にとっては英語を喋らないヒスパニック住民の増加は大問題なのである。では、そこまで英語に固執するのであれば、なぜ建国時にしっかりと英語を公用語に規定して置かなかったのであろうか、という疑問が湧く。

（４）建国の祖父たちが公用語を規定しなかった理由

どの歴史資料にも公用語に関する記述がないので明らかではないが、建国の父祖たちが公用語について何も考えていなかったとは想像できない。ただ、憲法起草に忙しく、公用語にまで議論が及ばなかったとも考えられる。また、フィラデルフィアの大陸会議に集結した人たちにはドイツ語話者が多く、英語を公用語にできない背景があったことも原因の一つかもしれない。当時はいずれにしても独立するためには、様々なヨーロッパからの人種・民族からなる13邦間の対立を避けることをまず一番に考えなくてはならず、公用語についてはコンセンサスが得られない状況にあった⁹⁾。つまり、多言語社会のアメリカでは、指導者たちにとって英語を公用語にできなかったということである¹⁰⁾。多くのヨーロッパ言語が飛び交っていたという状況の中で、むしろ不思議なのは国家建設に関わる議論にイギリス人やドイツ人以外の代表者が参加していなかったことである。独立戦争に多大な貢献をしたフランス人やスペイン人でさえなぜか参加していないのである。英語とドイツ語以外の代表者をそうした議論に参加させなかったのはなぜであろうか。

イギリスからの植民地住民が多くを占めるアメリカ憲法草案者たちは、英語が新しい国家の

共通語になるのを当然視し、旧宗主国と全く異なる文化や言語を持つ国にしようとは思っていなかったと考えるのが妥当であろう。例えば、アメリカ大陸に渡ってきた多くのヨーロッパ系住民、中でもイギリス系住民たちは祖国を敵にした独立戦争には余り積極的にはなれなかったはずであり、そのことを裏付ける文書もある¹¹⁾。それゆえ、自分たちとは異なる文化や言語を背景に持つヨーロッパ人を重要な会議から意図的に排除したのかもしれない。

英語に関して、このように独立戦争や建国にかかわったヨーロッパ系移民に対しては柔軟な姿勢を取る一方、少数民族のインディアンや西ヨーロッパ以外からの移民集団には厳しかった。R.タカキは、アメリカ化への圧力は少数派住民や地中海、アフリカ出身の住民に向けられていた、と述べている¹²⁾。

こうした歴史的事実から、当時は、新しい国家は出来るだけ白人中心の社会にと描いていた形跡がある。その強い思いは、植民地政府が制定した1790年の帰化法から見て取ることができるといえる。建国の父祖の一人とされるトーマス・ジェファソンは、同じ言葉を話し、同じ人種からなるヨーロッパ人を新しい国に集め、彼が思いうかべる民主政府を創り出そうと考えていた。この帰化法によれば、市民権付与は白人だけを対象にしており、ベンジャミン・フランクリンでさえ、英語から離れることは純粋な白人にとって脅威であると言っている¹³⁾。こうした白人至上主義的な流れは20世紀に入っても続き、1906年にはセオドア・ルーズベルト政権下において、「英語を話さない移民には市民権を付与しない」という帰化政策が承認されている。これは最初の言語規制をかけた連邦法であり、移民政策の大きな転換を意味するものであった¹⁴⁾。

こうした流れの延長線上で、英語を受入れ、祖国の言語を棄てることが新しい国家に対する忠誠心を示すことになっていくのである。この考えは今日の移民政策に対して嫌悪感を抱く保守的市民に一貫して流れるイデオロギーであり、メキシコからの移民流入を食い止めるため国境沿に高い塀を巡らそうとしたブッシュ政権の移民政策にもそれが表れていた。

アメリカの国是はドル貨幣にラテン語で刻まれている *E pluribus unum* (多様の中の統一) である。経済的に豊で潤っていた50年代は、様々な異なる移民集団がアメリカという一つの国、文化に同化していく坩堝 (メルティングポット) という概念が導入された。しかし、その概念自体の非現実性が明らかになると、今度は多文化共生をめざすサラダボール社会、すなわち多文化主義へ素早く方向転換をし、この理想的多文化主義も80年代に入ると、これでは国家の統一を欠き混沌とした社会を招くと批判され、再度、振り子のように以前のメルティングポット神話に逆戻りし始めた。このように、同化主義と多文化主義が相反するイデオロギーとして、右に左に付和雷同的状况を展開してきたのがアメリカ社会である。アングロ社会に融合しない限り、異端とみなされる現在、英語を話さない非白人系住民は不信の目で見られ、言語による差別を受けているのである。

言語差別を受けてきている住民には前述のインディアンたちも当然含まれる。アメリカ化と

いう名の下、自分たちの言語を棄てさせられ、英語を押しつけられてきた被害者である。この経験は、非白人系移民たちのものよりも悲劇的である。最初の連邦政府による強制的押しつけは、1887年のドウズ法（Dawes Act）に始まる¹⁵⁾。この法律は、インディアンたちに土地を与えるが25年間その土地で文句を言わずに働けばその土地の権利を譲るというものである。しかし、それは、子供たちに英語による教育を受けさせることを付帯条件にし、インディアンの子供たちを家族から遠く離れた寄宿舎学校に隔離し、アメリカ化させる目的を持った同化政策であった¹⁶⁾。

多文化主義から同化主義に逆戻りしたアメリカが、非アングロ系移民であるヒスパニックに対し英語を強制的に押しつける理由は何か。また、英語は歴史的にも暗黙の了解で公用語として理解されてきたにも拘らず、英語公用語法案が1981年以来、何度となく連邦議会に提出されてきているが、それが議会を通過しない理由について以下議論していく。

（５）英語公用語化についての是非

<支持の立場>

支持する側の意見として、英語は多文化社会における接着剤的働きをもっているという主張がある。移民、難民を受入れてきたアメリカは共通の祖先も人種ももたないが、そうした社会では人種、民族、文化などの違いによって社会が複雑になり統一が難しくなる。こうした違いを英語という共通言語により埋めてきた。

この英語という共通の絆は、多文化社会存立のための基本条件の一つであり、アメリカには200年以上にわたって、移民は英語を学ぶものだという暗黙の了解があり、それが多言語主義の方向を最小限に食い止めてきたのである。建国時からイギリス系移民が多数を占めていたとはいえ、英語は中心的存在であり法律で規定しなくても、実際上の公用語であった。今後もその地位が代わることはないが、それが危ぶまれる事態になれば話は別である。

政府は、ある一定の移民集団が膨れ上がると、英語以外の言語を話す移民集団のために関係文書を翻訳してきたが、公民権運動がさかんになる1960年代以来、国民の共通言語に対する意識が脆弱になってきている。例えば、英語が出来なくても学校教育が受けられるバイリンガル教育によりますます英語を学ばない子どもを生み出し、その結果、英語が出来なくても生活が可能となり、職場においても必ずしも英語能力は問われないという雰囲気になってきている。

さらに、多言語主義へのサービス対応には財政面で限界がある。他言語話者のために翻訳をするには多額な予算と、それを発端として別のサービス、例えば、緊急時や自然災害時の連絡などを、全ての言語に翻訳や通訳するのは不可能である。それゆえ、財政的にも英語を公用語にした方が長い目でみてよほど効率的だ。権利章典、議会記録などの文書は全て英語で印刷さ

れ、議会や裁判所で使用されている言語も英語である。このように生活には英語は必要不可欠であるがゆえ、帰化申請には英語能力が条件となっているのだ。

また、英語を公用語にすれば、移民の同化を政府主導で促進させることが可能であり、それがヒスパニック個人の社会進出を可能にさせる。英語を学習するかしないかは個人の権利であるが、政策次第では社会の発展に寄与し、ひいては住民生活の向上と直接結びつく。しかし、低い英語力だと就職率の低さや教育の低下につながってしまう。つまり、仕事を得られず、あっても理想とする仕事には就けない。つまるところ、英語力がなければ低賃金労働に甘んじていかざるを得ない結果となる。

世界の趨勢は公用語政策の方向に向かっており、その逆はむしろ少数派に属する。多言語社会の90%以上は政府の使用言語を決めている。公用語を規定すると言語の優劣をつけることになり社会の安定が得られない、という意見もあるが、言語中立論の立場から逆にインドやナイジェリアなどでは複数の言語を公用語と決めている。また、オーストラリアのように国籍取得に公用語習得を重要な条件としている国もある。

国連やNATO（北大西洋機構）といった国際機関でも共通言語の必要性から公用語を決めている。また、空の世界でもスムーズな運航をはかるため50年以上も英語を公用語にしていることは周知の通りであり、2006年のサッカー・ワールド・カップでは15ヶ国の参加があったが、試合中レフリーが使用した言語は英語であった。レフリーには一定の英語能力が義務づけられていたという。

その他、誤解されがちなのは、公用語がいつでも、どこでも使用が義務づけられる“唯一の言語”ととられているが、多くの国における公用語政策は公文書を含む政府関係の業務に限定されており、緊急時や、裁判所などでは適用外となっていることも知っておくべきである。

以上のように英語公用語を支持する意見は多岐にわたっているが、これまでに紹介した賛成派の意見を簡単に整理してみたい。かれらの意見は概ね以下の5つに集約できるであろう。

1. 国家の統一は建国以来の国是であり、「多様の中の統一」を目指す米国には英語は国民を結びつける接着剤である。
2. 英語の公用語化により移民の英語力を向上させ、より良い職につけ、その結果、経済的にプラスに働く。
3. 英語公用語化は、政府内の業務の効率と公平さを高める。
4. 英語を強化することによって多言語主義によって生じる混乱を避けられる。
5. バイカルチュラルイズムを目指すバイリンガル教育は、英語の効率的学習を阻害している。

<反対の立場>

賛成派が主張している第一の点。すなわち、国家の統一には国民が同じ言語を使用することが不可欠であり、多言語社会では社会の安定が保てないという主張に対しては、客観的事実はむしろその逆であり、世界の多くの国では複数の言語を認め、混乱することなく社会は成り立っている。多言語、多文化社会の安定は、理性的かつ寛容の心で互いの言語ならびに文化を尊重することが共生の道であり、一つの言語だけを取り上げて公用語にすることは、むしろ言語の優劣をつけることになり、他言語話者の反感と拒絶を生み出すだけである。言語は文化と表裏一体であり、英語だけを公用語にすれば、その特定の文化をも特別扱いすることになってしまう。

つぎに、英語がスペイン語に取って代わられるというアングロ系住民がもつ危機意識であるが、母語が何であっても英語の重要性を否定するアメリカ人はいない。移民の英語学習比率が取りざたされているが、TESOL協会によれば、多くの移民たちは、英語の授業を受けたいが受けられない状況という¹⁷⁾。英語は国際共通語として今や認識されており、移民たちに母語の使用を強制的に禁止しなくても、英語を学習し、習得していくのが自然であり、今後もこれが変わることはないであろう。使用言語が権力によって強制される場合にこそ、言語権を盾にとりその反動が現れる確率のほうが高いと考える。したがって、無理やり英語を公用語にすることは社会の安定をかえって乱す原因を作ってしまう。

英語の公用語化は移民にプラスに働く、すなわち、就職に英語が役に立つという主張がある。確かに實際上、英語が使えることは必要条件ではあるが、十分条件ではない。良い就職に就いている全ての者が英語ができるとは限らない。第二言語としての英語が不十分でも立派な職に就いている人も数多くいる。専門職を含め、就職には英語よりも大きな意味をもつ他の資質が必要である。

そして、バイリンガル教育への批判についてであるが、もともとバイリンガル教育は英語力不足の移民が権利と公的サービスを平等に受けられることによりアメリカ社会に同化し易いように考えられたプログラムである。しかし、イングリッシュ・オンリーは、2001年のクリントン大統領が公布し、2001年のブッシュ大統領も承認した1964年の公民権法に基づく大統領行政命令13166号（Executive Order 13166）に抵触する。また、英語以外の言語の必要性は世界のグローバル化が進め中で、今後益々高まるはずであり、英語を公用語化するとインディアン語が消滅したように他の言語が話せる国民の数が激減していくことになりアメリカにとって大いなる損失となる。したがって、今後はイングリッシュ・プラス（English-plus）、すなわち英語に加えて他の言語を保持していく方向に進めるべきである。

最後に、英語公用語化は、政府内の業務の効率と公平さを高めるという意見に対しては、英語が十分に出来るスタッフが揃っているという状況であればそれなりに一理あるが、英語がで

きない移民にとっては政府関係の仕事に就けないことになり大きなハンディとなる。さらに、英語を公用語にしても英語ができるようになるという保障はないのである。であれば、英語以外の言語をいくつか使用する方が仕事の効率は上がると考えられる。

以上、簡潔に英語公用語化賛成意見と反対意見を紹介したが、公用語を規定する必要な手続きを説明しておく。一つは困難が予想されるが憲法の修正をする方法。アメリカでは、憲法が修正されたのは過去28回のみである。過去25年、毎回のように議会に英語公用語法案が提出されてきたが、常に却下されている。それ以降も何度となく類似の法案が提出されたが議会の承認を得られるところまでには至っていない。もし、憲法を改正するのであれば法案を議員の三分の二以上の賛成で通過させる必要があり、かつ、州議会の過半数が賛成しなければならない。つまり、憲法改正には両院と50の州議会の賛成が必要となる。

もう一つは、州レベルで規定していく方法。アメリカ憲法では、連邦政府に付与されている権限以外は州に委譲されることになっているため、公用語の選択を含め、その使用範囲などは州で決定できることになっている。その結果、多くの州では具体的な適用範囲を決めずに英語を公用語と宣言している。

おわりに

バイリンガル教育は、リベラル派からもヒスパニックの融合を妨げ、アメリカを分断させる元凶と揶揄されている。歴史家シュレシンガーは文化多元主義の立場から批判し、バイリンガル教育は「一つの民」という夢への挑戦であるという。相違に対する寛容と相互尊重という前提に立つ民主主義を信奉し、多様性を一つに結合させた国民形成を理想としている。英語はアメリカを建国したアングロ・サクソン民族の言語であり、今日の英語公用語化問題は、他の民族をアングロ化（アメリカ化）することであるがゆえにその是非については激しい論争となる。最近の動きは、非WASP系住民を排除したネイティズムの動きと相通じるものがある。

英語公用語化の動きを理解するには、それが本当に言語上の必要性からくるものか、それとも単なる文化的なプライドが関係しているのか、あるいはイデオロギー論争なのかを分析していく必要がある。今後の動きとしては、他言語を母語とする移民たちが増加し、アメリカの共通言語としての英語の地位が揺らいでいくことになれば、再燃してくる可能性を秘めている。また、それは不法移民の増加とかれらの離反主義に対して政治指導者たちがどうのように対応していくかにかかっている。大切な点は、今回の論文で取り上げたように英語の公用語化に賛成する側の意見が暗示するところを読み解くことがアメリカ社会を理解することに通ずる道でもある。

アメリカは、英語主義で行くのか、あるいはカナダのように二言語主義をとっていくのか難しい選択を迫られるところにまで来ているように思える。公用語を規定していくことは、アメリカ社会の文化的枠組みを決めていくことにも繋がる。それはアメリカ市民がどのようなナショナル・アイデンティティを希求していくのかにかかっている。アメリカ建国以来彼らが模索し続けてきた永遠なるテーマである*E Pluribus unum*,すなわち多様なアメリカ社会をどのように一つにまとめ、つないでいくのであろうか、注目していきたい。とくに、アメリカ史上初の黒人大統領を選出したアメリカ人のオバマ氏への期待と、そして、その期待に彼がいかに応えていくのか興味あるところだ。人種、民族、宗教、肌の色を超えた理想郷づくりが彼の手によりこれからスタートするが、言語に関する限り「変革」は容易ではないが、アメリカの置かれている現在の状況を考えれば、これからアメリカで生活するには英語が十分できることが厳しく条件づけられていくであろうことは大いに予想される。

注

- 1) バイリンガル教育の争点は、統合ではなく民族間の分裂を引き起こすものか、初期の目的であった寛容をそだてるのか、それとも偏見を生むのか、さらには、二つの文化に帰属しつつ国民として共通のアイデンティティを育てるのか、といった点に集約できる。
- 2) Thomas Weyer, 1988. *HISPANIC U.S.A. Breaking the Melting Pot* 浅野徹訳, トーマス・ワイヤー『米国社会を変えるヒスパニック』日本経済新聞社, 1993, 96頁参照
- 3) 連邦政府は、バイリンガル教育実施のため初年度750万ドルの予算計上をしている。その対象は、経済的に恵まれないメキシコ系米国人の子弟たちであり、英語を習得するまでの間、母語での教育を保障するというもので過渡的の救済措置であった。これは、同化を目的とし彼らの英語化を図ったものである。
- 4) この修正案では、貧しいメキシコ系移民の子どもだけでなく、中産階級を含むラティノ全体に適用範囲を拡張した。これは参加資格を社会経済的地位の低さから英語能力が乏しい子どもに移行し、その監視機関として連邦政府に「バイリンガル教育・少数言語問題関連局 (Office of Bilingual Education and Minority Language Affairs) 」を設置した。
- 5) トーマス・ワイヤー 前掲書 104頁
- 6) 英語能力の向上を目的とする一方、すでに英語が話せる子どもにも参加を許可し、母語による教育は、英語力が不足している子どものための単なる救済措置ではなくなり、民族教育の一環として認めることになった。
- 7) これは不法移民を雇用すれば罰則が与えられるとするメキシコからの不法移民の縮出しをねらった移民法でもある。
- 8) 連邦政府の教育に関する報告書「危機に立つ国家」が戦後の教育改革の引き金になり「U.S.イングリッシュ」の設立につながった。
- 9) Gonzalez, Josue. "Official language designation" in *Encyclopedia of Bilingual Education*. p. 629
- 10) 建国時、西ヨーロッパからの移民が多く、そこでは母語が使用され言語地理学的「たこつぼ」社会が

形成されていた。そうした社会では、母語以外に共通言語を修得する必要があり、バイリンガルは珍しいことではなかった。

- 11) J. Gonzalez, *J. op.cit.*, p. 630.
- 12) Takaki, Ronald. 1993. *A Different Mirror: A History of Multicultural America*, Little Brown and Company, p. 360.
- 13) 当時はドイツ語系移民が圧倒的多数を占め、フィラデルフィアで話される主流言語はドイツ語であった。この状況を憂えたフランクリンはイギリス系による国家統一をめざし「ドイツ系移民を英語化するよりも自分たちがドイツ語化されてしまう」と警告を発した。[クロフォード：66]
- 14) 1890年以降の移民の出身地は、それまでの旧移民であるドイツ系や、スカンジナビア系とは異なり英語を話さない新しい集団（ユダヤ人、ギリシャ人、ポーランド人）、すなわち新移民が都市部に定住し始め、そこで見せる貧困や風習にアングロ系は警戒心を持ち始めたのである。
- 15) 上院議員ドーズ（Henry L. Dawes）が提案し、1887年2月8日大統領の署名を得て成立したインディアン一般土地割当法（General Allotment Act）の通称。この法は保留地の部族共有地を廃止して個人私有地に変え、部族組織と部族文化を解体してインディアンを農民、市民として白人市民社会に同化することをめざすものであった。
- 16) 1880年代から1920年代の対インディアン政策は、かれらの言葉を奪い、英語による同化を強制的にさせるところに主眼が置かれていた。そのため、インディアンたちの子供を親から切り離し、隔離することによって種族の言語を棄てさせ非インディアン化、すなわちアメリカ化を図ったのである。この政策により、インディアンの子供たちは教育を英語で受け親の言語を失い、英語は公言しなくても事実上の公用語となっていくた。
- 17) J. Gonzalez, *J. op.cit.*, p. 230.

参考文献

- クロフォード・ジェームス：本名信行訳（1994年）『移民社会アメリカの言語事情——英語第一主義と二言語主義の戦い』ジャパン・タイムズ
- シュレージンガー・アーサー：都留重人監訳（1992年）『アメリカの分裂』岩波書店
- ワイヤー・トーマス：浅野徹訳（1993年）『米国社会を変えるヒスパニック』日本経済新聞社
- Crawford, James, ed. *Language Royalties: A Source book on the Official English Controversy*, Chicago: The University of Chicago Press, 1992.
- Gonzalez, Josue, Official Language Designation, *Encyclopedia of Bilingual Education*, California: SAGE Publications, Inc., 2008.
- Hakuta, Kenji. *Mirror of Language: The Debate on Bilingualism*, Basic Books, Inc., 1986.
- Takaki, Ronald. *A Different Mirror: A History of Multicultural America*, Boston: Little Brown and Company, 1993.
- Tatalovich, Raymond. *Nativism reborn?: The Official English Language Movement and the American States*, The University Press of Kentucky, 1995.

（吉川 敏博，天理大学国際文化学部教授）

Bilingual Education and Pros and Cons of Official English in the U.S.A.

Opinions are divided over English-only movement among proponents and opponents who have been exchanging arrays of arguments, and it is a controversial issue in the United States. The arguments held by proponents of official English are fivefold: 1) English-only promotes unity; 2) English-only will empower immigrants; 3) English-only will promote efficiency and fairness in government by conducting all official business in a single language; 4) English-only will help protect the English language in the United States, which is in danger of being replaced by Spanish; and 5) bilingual education and bilingualism prevent immigrants from effectively learning English and integrating effectively.

The opponents debunk all of those as mere myths held by the other side. Monolingualism is rather an economic handicap for Americans. As globalization increases, those who are proficient in other languages will have an advantage; therefore, the United States needs a new language policy that could be described as *English Plus*.

(YOSHIKAWA, Toshihiro, Professor, Faculty of International Culture Studies, Tenri University)

